

決算審査特別委員会会議録
〔平成 19 年第 3 回定例夕張市議会付託〕
平成 19 年 10 月 30 日(火曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎付託案件

- (1) 認定第 1 号 平成 18 年度夕張市水道事業
会計決算の認定について
- (2) 認定第 2 号 平成 18 年度夕張市病院事業
会計決算の認定について

◎出席委員 (7 名)

高 間 澄 子 君
伝 里 雅 之 君
島 田 達 彦 君
角 田 浩 晃 君
正 木 邦 明 君
高 橋 一 太 君
山 本 勝 昭 君

◎欠席委員 (なし)

◎出席参与

市長、副市長、新山・藤原両監査委員、理事のほか、関係課長等

午前 10 時 30 分 開議

●山本委員長 ただいまから決算審査特別委員会を開催いたします。

●山本委員長 本日の出席委員は 7 名、全員であります。

ほかに議長が出席されております。

次に参与の出席であります。市長、副市長、新山・藤原両監査委員、理事のほか、関係の課長等があります。

●山本委員長 次に、本委員会の進め方について

であります。第 3 回定例市議会第 3 日目において、理事者並びに監査委員から決算の概要について既に説明がなされておりますので、ただちに認定第 1 号平成 18 年度夕張市水道事業会計決算の認定について大綱的な質疑を行い、次いで本会計決算書を一括して審査を行い、これが終わりましたら認定第 1 号と同様の順序により、認定第 2 号の審査を行い、次に、本 2 案件にかかわる諸帳簿、証書類の照査を 20 分程度行って、最後に審査結果の取りまとめと、採決を行いたいと存じますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

●山本委員長 それでは、認定第 1 号平成 18 年度夕張市水道事業会計決算の認定についての審査に入りますが、理事者の方から説明したい旨の申し出がありますので、先にそれを受けてから質疑を行います。

上下水道課長。はい、どうぞ。

●小林上下水道課長 お手元に配付の水道事業会計決算の概要資料に基づきまして、決算の内容についてご説明申し上げます。

資料 1 ページは、水道事業会計決算の概要を表にしたものであります。表の左側は、収益的収入及び支出についての最終予算と決算額を比較したものであります。

収入の決算額は 6 億 1,343 万 6,135 円となり、予算対比で 866 万 7,865 円の不用額となりました。

支出につきましては、決算額が 4 億 1,167 万 421 円となり、予算対比で 529 万 7,579 円の不用額となりました。

収益的収支差引は、税込みで 2 億 176 万 5,714 円の経常利益となりました。

次に、右側の資本的収入及び支出について、収入から説明いたします。

収入の決算額は 1,532 万 9,100 円となり、予算対

比で 1 億 25 万 2,900 円の不用額となりました。

支出につきましては、決算額が 3 億 6,248 万 6,820 円となり、予算対比で 1 億 46 万 2,180 円の不用額となりました。

資本的収支差引では 3 億 4,715 万 7,720 円の不足となります。

この結果、前段の収益的収支を合わせた総収支については 1 億 4,539 万 2,006 円の不足となりますが、当年度損益勘定留保資金 1 億 4,775 万 3,207 円で補てんし、貯蔵品消費税相当額を含めた当年度資金過不足額は 203 万 8,145 円となり、前年度留保資金 676 万 1,328 円と合わせて、最終的に 879 万 9,473 円の資金余剰となるものであります。

なお、経常利益の増額、資本的収支における減額の要因は、これまで留保されていた交付税算入に伴う基準内繰入が、他会計補助金として適性に措置され、一般会計からの長期借入金による会計処理が見直されたことによるものであります。

次に、資料 2 ページであります、本表は平成 13 年度から平成 18 年度までの収支比較表であり、18 年度と 17 年度を比較したものであります。

次に、資料 3 ページであります、平成 13 年度から平成 18 年度までの給水収益の内訳でありまして、18 年度と 17 年度を比較したものであります。

次に、資料 4 ページであります、平成 18 年度の未収金の内訳であります。

決算書での未収金の額は 3 月 31 日現在のものでありまして、給水収益の現年度が 7,825 万 2,728 円、給水収益の過年度が 1,918 万 4,226 円で、給水収益の未収金合計額は 9,743 万 6,954 円でございます。実質的な納期といえる 5 月 31 日現在では給水収益の現年度が 3,243 万 1,429 円、給水収益の過年度が 1,894 万 5,023 円、合計で 5,137 万 6,452 円が実質的な未収金であります。

5 月 31 日現在の給水収益の未収金を昨年度と比較いたしますと、現年度で 2,569 万 879 円の増、過年度で 81 万 4,309 円の減、給水収益合計で 2,487 万 6,570 円の増となり収納率で 4.2%低下する結果と

なりました。

なお、現年度未収金のうち第 3 セクターの倒産によるものが 2,186 万 1,979 円で、それを除くと未収金は 1,056 万 9,450 円で収納率は 97.6%となり、実質的な収納率の低下は前年度比 1%であります。

次に、資料 5 ページであります、給水収益の構成比を前年度決算数値と比較したものでありますので、ご参照願います。

以上で資料の説明を終わりますが、今後も未収金対策及び経費の節減に努め、資金収支の均衡を維持しつつ、施設の改善、安全でおいしい水の安定供給に努めてまいりますので、何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

●山本委員長 あとはよろしいですね。

それでは大綱的な質疑を行いたいと思います。

ございますか。

角田委員。

●角田委員 未収金の部分につきまして、今日は決算委員会でございますので、若干お尋ねいたします。

第 3 セクターの倒産によるもらえなかったお金があるということ、それを除くと若干増えたという状況になっているという報告がありました。世帯も減り、いろいろな意味合いで水道使用料が減っている中で、事業を維持するためには大変ご苦労されていることと思いますが、お金を払わない、料金を払わない方々に対する対策の中で、具体的に給水停止等の状況説明をお伺いしたいと思います。

●山本委員長 上下水道課長。

●小林上下水道課長 未収金対策要綱に基づく給水停止は、昨年 7 月 2 回、8 月 1 回、9 月 2 回、11 月 1 回の計 6 回実施いたしました。給水停止通知対象件数は 37 件で、滞納額は 524 万 3,000 円に対し実施し、28 件、41 万 1,000 円が納入されましたが、応じなかった 9 件に対しては給水停止をかけました。そのうち 3 件は、今現在も停止中であり、うち 1 件は生活しているようであります。給水停止による収

入率は 10%にも満たないものでありますが、今年も 2 回行い 3 件の給水停止を行っています。今後もさらなる努力が必要と考えております。

●山本委員長 はい、角田委員。

●角田委員 6 回実施とのことであります。それで、かなり長期にわたって、かなり額も膨らんでいる方々に対する対応、例えば、毎月の部分でクリアしながら多く残った部分は少しずつ返還するとか、そのような措置も含めてとられているのでしょうか。

●山本委員長 はい、上下水道課長。

●小林上下水道課長 恒常的滞納者の 151 名をリストアップしまして、誓約不履行者など滞納を繰り返し、納付意識の欠ける者、納期内に納めない者に対して給水停止をかけています。後は、何回も電話をかけたり接触をして、その意識を高めるというそういう方策をとっております。

●山本委員長 課長、長期滞納者に対する対応ということも聞いていますので、そこら辺の対応をどうされているのか。あの、ずっといますよね、長期滞納者ね、その関係の対策はどうされているのか。

上下水道課長。

●小林上下水道課長 長期滞納者に対しては、誓約を取り、その誓約が履行されない場合はすぐ止めるという手段をとっています。

●山本委員長 はい、角田委員。

●角田委員 今、課長の説明の中では、例えば 100 万にもなっちゃったと、月々払うお金自身は 8,000 円とか 1 万円のたぐいだと、とすると 100 万を返せということは難しい状況にあった場合に、では月々要する 1 万円なり 2 万円を入れることによって 1 万円の給水を認めるような方策を採っているのかということです。元金の 100 万を返すことを前提に交渉してもなかなか現実的でない部分について、どのような扱いをしているのかなということです。

●山本委員長 上下水道課長。

●小林上下水道課長 その人の生活の支払能力を見極めまして、その人ができるだけ支払えるような金額をもらいまして、それに対応して、次は年金の

時にもらうとか、そういう手段をとってやっております。

●山本委員長 角田委員。

●角田委員 それぞれの滞納者には、それぞれの事情があつたりする場合がありますし、明らかに払える中に水道費用を自分の生活の中に盛り込んでいない形で膨らんでいる方もいらっしゃると思います。今、額的には確かにあまり大きな額ではないと、相対的に見れば。ただ、市民感情、同じくこのまちに住む人たちの感情からすると、やはり使ったものはしっかり払うということが大原則でありますし、あの人が払っていないのにということにはならないような形をどんどん進めていかなければならないと思います。ですから、ここに住んでこの水を使って生活する以上は、水代は払っていることをしっかりと示していただきたいのです。その辺も含めて、相手方の状況をしっかり確かめた状況の中で、少しでも滞納額が減っていくような方策をお願いします。これは要望です。

●山本委員長 要望ですね。

あと、大綱的質問はありますか。

高橋委員。

●高橋委員 水道事業会計の報告書の関係で、ちょっと一点お聞きしておきたいですけれども、今計画給水人口というのがですね、42,500 人ということで推定されていると、実際はこれ給水人口が 12,610 人ということで利率にして 29.7%ということで報告書でまとめているんですけれども、これ今後ということにも絡んでくるんですけれども、今現在、再建計画ということになっているという状況で計画そのものすべてではないですけれども、水道事業会計絡みでですね、これ見直しということも、当然必要になってくるのではないのかなと出てくると思うんですよね。その辺のお考え、ご見解をちょっとお聞かせいただきたいと思います。この 18 年度の計画給水人口と実際の給水人口との開きの部分も含めてですね、お知らせいただきたいと思います。

●山本委員長 はい、上下水道課長。

●小林上下水道課長 計画給水人口は、今の事業認可の中では計画給水人口内であれば、問題ないということで、今の中ではそういう話でありますので問題ないんですけども、今後、今給水収益が毎年減少している状況でありまして、給水人口も前年度に比べて 624 人減しております。収納率も下がっていますんで、今後も人口の減少により収入料の増は見込めないということもありますので、できるだけ支出を抑えることが必要であると考えております。また、技術職員の退職や人事異動などにより、維持管理する技術の継承に影響を与えないことから民間委託などを取り入れて、民間でできることを最大限に活用して少しでも支出を抑えるとともに、市民へ対するサービスの低下を防ぐように準備していきたいと思っております。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 計画自体は問題ないということなんですけども、今ちょっと聞いているのは、このままいくとやっぱり今の計画給水人口に対して、実数というのはこのとおりの給水人口。まして、これからどんどん減少が予想されるわけですし、またそれ絡みで今度例えば今までの、先ほども出ていましたけれど、第 3 セクターの関連会社の部分ですとかやはりこれから学校も含めて、そういう部分も縮小廃止も含めて予想されてきますし、また例えば公衆浴場の部分も閉鎖も含めて廃止になってますからね、そういう部分を見通した時に当然これ計画変更も必要でないかと思われるんですよ。ですからこれ、上下水道課長の立場から言えないこともあろうかと思うんですけど全体を通して、やはり再建計画というふうに、全体をとおして絡めていくなれば、やはり水道事業会計自体の見直しというもこの給水人口という部分では、やっぱり照らし合わせて必要でないかとのいうことでお聞きしているんですよ。相対的に夕張の現状を考えた時にですよ。

その辺、もし上下水道課長の方でちょっとお答えできないのであれば、全体をとおしてどなたかお答えいただきたい。

●山本委員長 はい、副市長でよろしいですか。
はい、副市長。

●羽柴副市長 高橋委員からですね、ご指摘ありましたけれど、今再建計画やっています。それで再建計画のですね人口の想定というのは、相当程度減っていくという試算の中で再建計画見えていますから、そういった人口の減少についてもですね、当然水道会計においてもそういう見通しを踏まえた上で、将来的にどうしていくのか。ただ、施設の規模というのは一たんダムだとか浄水場を造ってしまうと事業認可されていますから、それ以内の人口であれば当然能力がありますから、安定的な水道水の供給が当然できるということは確かです。ただいろいろな意味で、水道水の安全といいますが、供給体制は市の当然責任ですから、これは絶対堅持していかなければならないという、そういうことは当然なんです。将来的にですね、こういった状況の中では見直しというか、計画の給水人口あるいは最大給水量というか計画はかなり大きい。しかし、実績としては人口が減ってしまっていますから、そういった給水の実績はかなり低い、人口的にも給水量にしてもかなり低い。そういったことから、この中では稼働率が悪いということに実際なっています。ただ、こういったことからですね、やはり今後中長期的な視野に立ってですね、計画的にやっぱり施設の更新だとか、あるいは浄水場が 2 つも要るのかというようなこと、これを完全に無くしてしまうと、例えばダムを造った時の補助金ですとかいろいろなものをもらっていますから、そういったこともありますから。ですけども、そういういわゆる今、人口 12,000 人の給水量については、やはりどこかひとつ、旭町にするのか、清水沢にするのか、どちらかひとつをメインに考えていくというようなことも含めてですね、将来的な施設の更新だとか、あるいは今言ったように職員数がだいぶ少なくなってきていますので、そういう職員体制も含めてですね運営体制の効率化というものは当然見直しは必要だということで、近々ですねそういったことについても基本的な考え方を示してい

きたいというふうに思っておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

●山本委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり。〕

あとございませんか、大綱的な質問。

角田委員。

●角田委員 ただいま、再建計画下ということになっております。水道の場合には水道管の更新時期を踏まえて計画がなされていると思いますが、その辺の現在における計画、年次年次しっかりとした形で財源の少ない中でも水道管そのものが維持できていくのかという、担当課長としての見通しをお聞かせ願いたいです。

●山本委員長 はい、上下水道課長。

●小林上下水道課長 水道管の改修は、ほぼ大体老朽管に対しては、昨年起債でつかなかった 3 件につきまして今年行う予定で終了する予定であります。今後は、突発的な事故だとか漏水ですとかに対して、修繕を進めていく形で考えております。

●山本委員長 はい、角田委員。

●角田委員 被害的な状況の場合には、また考え方は違うと思うんですが、通常の中では計画どおりに進めていかれると、夕張市民の水道水についてはこれまでどおり維持確保ができるという見通しでよろしいでしょうか。

●山本委員長 上下水道課長。

●小林上下水道課長 よろしいです。

●山本委員長 ほかにございませんか。

はい、高橋委員。

●高橋委員 もう一点、企業債明細書のちょっと内訳の関係でお聞きしておきたいんですけども、これずっと明細関係見ていきますとですね、率にしてこれ 7%以上を超える高金利のものも出てきてですね、これ本年でしたっけ、9 月に書き換えされていると思うんですけど、新年度という部分になってくるんですけど、借り換えを行っていると思うんです。どういうものが可能になってくるのか、その辺ちょっとお示ししておいていただきたいと思います。

ます。

●山本委員長 はい、上下水道課長。

●小林上下水道課長 企業債明細書に挙がっております 5%以上の企業債につきましては、今年見直しをかけております。

●山本委員長 高橋委員いいですか、今の答弁で。

あの課長ね、5%以上のものを見直しをかけているのはわかるけれど、どういうものを見直しをかけているか、もしあれば具体的に教えてください。

●小林上下水道課長 利率が 5%以上の高い起債です。

●山本委員長 それで、どういうものがあるのか。例えば、どういうものと。

●小林上下水道課長 27 ページでいきますと上下水道事業債、一番上なんですけれど、28 ページの方に利率というのがありまして、そこが 7.1%となっていますが、これが 5%以上のものを全部見直して、利率の低いものに代えて本年度行っております。

●山本委員長 課長、これ全部 5%以上のものを全部見直しにかけているという判断でいいの。そこをはっきり示して。

はい、上下水道課長。

●小林上下水道課長 5%以上は全部見直しています。

●山本委員長 すべて見直しか。

はいどうぞ、副市長。

●羽柴副市長 今の企業債の高金利の繰上げ償還という形についてはですね、前にもちょっと触れたかと思うんですけども、今年、地財、国の地方財政計画の中で 3 年間で公営企業ですとかそういったものを含めて、高金利、いわゆる 7%・6%・5%以上のものについては、繰上償還をする時に今までは実際に補償金のようなもの、利子分相当のものを取っていたのですが、今回はそういったものを取らずに高金利を少しでも債務を減らそうということで国がそういうことをやり始めました。それで、これは来年度からになっていますが夕張市が赤字再建団体になってですね、優先的にしようということ

特例的に今回は、普通はですね 7%・6%・5%をそれぞれ 3 年間で順次、いわゆる国の財務省資金だとかあるいは郵政資金だとか公営企業金融公庫だとかいろいろありますけれど、そういう借り入れたところに返していくということで。本来は 3 年間で段階的にやっていくというものを、今回夕張は特例的に 7%まですべて対象にして、前倒して実施されたということです。それについて、この表に載っていますけれど、いわゆる 5%以上のものは対象になっていると、ですからそれは配水管整備だとかいろいろな事業の部分で借り入れているもので、どのようなものかというのはいろいろな種類があると思いますけれど、配水管とかそういったものです。

●山本委員長 よろしいですか。

あと、ございませんか、大綱的な質問。

はい、角田委員。

●角田委員 大綱的ということで、水道だけにかかわらない、まちづくりそのものにかかわるんです。先ほど 3 割にも満たない人口割にするとね、4 万何がしの人口を想定した水源をこのまちは保有していると。これを負の財産とするのか、プラス要因に考えるのかという考え方を含めて、これは大綱的なので言わせていただくんですけれども、今夕張の水は特に水質その他についても自信を持って出せる状況の水であると思っておりますし、これを何とか事業として、例えば小売だとか、緊急災害時における夕張ならではの水だとか、そういういわゆる備蓄その他にも夕張に配慮した形で買ってもらえるような事業を立ち上げをしてはいかがかなと。飲み水、生活水には十分このまちは満たされているわけですから、そこに不足する方々のために供給できるように、この水を活用するということもひとつの考えではないかな。この間、産炭地の基金を使いながら事業として、自然を豊かにという考えもありました。そんな意味合いで、そんな基金、水を活用するという事業も含めて、今の 3 割程度の需要の水をなんとか事業に結び付けていかれるような格好を取れば、この水は決して無駄ではないし、必要な水ということにな

ろうかと思うので、その辺担当課だけではどうにもならないと思いますが、全体を通じて活用について、また知恵を絞っていききたいと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願いします。

●山本委員長 この問題ですね、これ大きな問題で水道課一課の問題ではないと思いますので、市長の政策にもかかわってくると思いますので、その辺で、もし今お話できればぜひお示しいただきたいと思います。大綱的なものですから、そういう面のお答えをいただければ。

はい、市長。

●藤倉市長 今、角田委員からちょうだいしたご意見は、非常に貴重なご意見であると思っておりますので、今後の政策に生かしていきたい思います。

ありがとうございました。

●山本委員長 今の答弁でよろしいですか。

これ、今後も引き続く大きな問題ですので、常任委員会を通しながら成り行きを見守っていききたいと思います。

よろしくお願いいたします。

あとはございませんか。よろしいですか。

大綱的な質問は、これで終わります。

●山本委員長 次に、決算書の審査を一括して行いたいと思いますが、何かございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり。〕

●山本委員長 以上で、認定第 1 号平成 18 年度夕張市水道事業会計決算の認定についての審査を終わります。

●山本委員長 それでは次に、認定第 2 号平成 18 年度夕張市病院事業会計決算の認定についての審査に入りますが、理事者の方から説明したい旨の申し出がありますので、先にそれを受けてから質疑を行いたいと思います。

はい、地域再生課長。

●畑山地域再生課長 続きまして、平成 18 年度病

院事業会計の決算にあたりまして、その主な内容についてご説明申し上げます。

まず、平成 18 年度の病院事業会計につきましては、医療を取り巻く環境が極めて厳しいという中で、医師の確保と債務解消を目指す経営改善が最大の課題でありました。

初めに、医師の状況についてですが、平成 18 年 3 月には道からの派遣医 1 名の引き揚げが決まり、常勤医師の不足から、6 月以降、救急受入れ体制の見直しが必要となりました。9 月には内科医 1 名が、11 月には院長も退職し、地域の中核病院としての機能を果たすことが極めて困難な状況となりました。

また、看護師につきましても看護基準によって診療報酬が上がることから、大規模病院への看護師集中が顕在化し、新採用はもとより、中途採用も困難となり看護師の退職も相次ぐという状況となりました。この間、北海道を初めとする関係機関に医師派遣の要請、9 月には医師の待遇改善策を示した上で、ホームページ等を活用した医師の確保に取り組み、数件の照会があったものの、最終的には医師の確保には至らなかったところでございます。一方、経営改善ということでは、さらなる経費の削減のために、給与費の削減や清掃委託料のほか、診療科目の見直しや病棟の集約などにわたり努力を重ねてまいりました。このような状況下の中、総合病院における財政の再建を進めていく基本的な考え方として、まず公営企業再建計画というものによる抜本的な医療・経営改革や他の医療機関との連携のもとに必要最小限の医療機能を存続、そして不良債務を計画的に解消していくということを基本的な考え方といたしまして、幾度にも及ぶ検討を重ねてまいりました。しかしながら、医師・看護師の退職が相次いだことで病院経営の安定化を図る上で、極めて重要でございます医師や看護師の確保について、見通しがたたないという状況になったことから、夕張市の地域医療を支える上で欠くことのできない必要最小限の医療機能を存続するということに主眼を置きまして、最終的に総合病院の一部を老人保健施設に転換した上

で、指定管理者制度による有床の診療所に移行するということを決断して、病院事業会計につきましては平成 18 年度末で廃止することとしました。

続いて、業務量の概要についてでございますが、入院患者数は前年度と比較し 1 日平均 33.7 人減の 45.0 人に、また外来患者は 1 日平均 35.6 人減の 257.3 人というふうになりました。医業収益は入院部門において大きく減少いたしました。この要因につきましては、やはり医師・看護師の相次ぐ退職によります入院患者の受入れが困難となったこと、また 10 月中旬からは療養病棟の受入れもできなくなったことによるものであります。

収支の状況につきましては、収益的収入の入院収益は前年度と比較して 2 億 8,858 万 9,000 円の減、本院の外来収益についても 8,494 万 9,000 円の減となる一方、南清水沢診療所につきましては 1,040 万 5,000 円の増となりました。しかし、総収入について、会計閉鎖に伴う一般会計からの繰入金を受け入れたことにより、前年度対比で約 43 億 1,270 万円増の総額で約 60 億 1,380 万円となったものであります。

次に、収益的支出の主なものについてでございますが、給与費につきましては職員数の減、それから給与費の削減を行ったところですが、整理解雇に伴う退職手当が必要となったため、前年度と比較して 4 億 1,462 万 6,000 円の増となったものであります。また材料費については、入院・外来患者等の減により 1 億 1,020 万 9,000 円の減、経費につきましては委託料等は減額となりましたが、会計閉鎖に伴う医療機器等のリース料清算の関連から 1,060 万 5,000 円の増となり、支出総額の前年度対比でいきますと約 3 億 2,220 万円増の総額 23 億 5,600 万円となったものであります。

この結果、平成 18 年度の収益的収支は会計閉鎖に伴う一般会計からの繰り入れがあったために、消費税にかかわる税抜き処理後においてですね 36 億 5,702 万 6,000 円の純利益となっております。

なお、資本費においては心電計など必要最小限の備品購入を行うとともに、会計閉鎖に伴う他会計借

入金返還金を執行いたしました。

以上、簡単ではございますが平成 18 年度病院事業会計の決算内容についてご説明いたしました。

本市、夕張市が着実に財政再建に取り組んでくという中で、地域の医療確保をしていくという中で必要な選択であったということにつきまして、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

●山本委員長 それでは理事者の方から説明を受けましたけれど、これを受けて大綱質問を受けたいと思いますけれど、ございますか。

はい、正木委員。

●正木委員 ただいまの説明の中で、リース契約のことについてありましたけれど、3 月で病院は閉鎖されたわけですが、その残債というのはなかったのですか。

●山本委員長 地域再生課長。

●畑山地域再生課長 リース契約につきましてですが、市立病院が使用していた医療機器については、その多くが賃貸借契約、いわゆるリース契約で使用していたものでございますが、3 月末の病院の閉鎖に伴いまして、賃貸借契約を締結しているすべての物件について契約を解除しております。その時点で契約期間を満了していないものについては、途中解約ということでリース料の清算という行為が必要となってきますが、その清算額につきましては一括清算することで違約金等が生じていないということを旧病院で保管していた関係書類で確認をしております。これにつきましてははですね、決算報告書上でいくと収益的収入及び支出の支出の医療費用の第 3 目の経費というところに入っております。最終的には、賃貸借契約の終了に伴うですね、違約金等のない形で契約をきちんと清算をしているところでございます。

●山本委員長 はい、正木委員。

●正木委員 リース物件はもう納入業者に品物は返したということですか。

●山本委員長 はい、地域再生課長。

●畑山地域再生課長 それにつきましてははですね、法人の方で新たに契約を結びなおしてという形をとっているかと思えます。

●山本委員長 正木委員。

●正木委員 もし、そのリースの中でもし公表できるものがありましたら、お聞きしたい。

●山本委員長 正木委員、今の質問は再リースがかかったものということですね。

●正木委員 はい、そうです。

●山本委員長 はい、地域再生課長。

●畑山地域再生課長 その件で、一たん契約を清算した後にしましては、契約が終わった後、市に帰属しているものがあって、それを指定管理者が使っているということでございます。主な医療・事務機器等では内視鏡とか歯科診療のユニット、それから事務機器では事務用パソコンの 6 台とか、そういったものが対象となっておりますのでございます。

●山本委員長 はい、正木委員。

●正木委員 もう一度、ゆっくり、ちょっと。

●山本委員長 地域再生課長。

●畑山地域再生課長 内視鏡のシステム、歯科診療のユニットですね。また事務機器では事務用のパソコン 6 台、それから医事システムというふうに私ども把握しているところでございます。

●山本委員長 課長これね、一回市の方に戻して再リースということですか。ということは、一回リース切ってしまったのなら清算してチャラなんだけれども、一部は市の方で再リースを組んで無料貸与しているということ。そこのところ、はっきりしてもらわなかったら。

地域再生課長。

●畑山地域再生課長 明確にお答えします。リース物件が途中でリース契約が切れて、だけどその分の違約金とか契約解除の精算金とかをきちっとお支払いをして、その帰属は、いわゆるこういう長期に及ぶような機器というのは契約期間が終わったらだいたい帰属するような形で契約していますので、き

ちっとお支払いして市に帰属するようになった。再リース云々ではないということでございます。それで市に帰属したものを引き続き、希望の杜の診療所の方で使っていると。その中でどういうものがあるかという、医療機器の内視鏡等であるということでございます。

●山本委員長 正木委員。

●正木委員 リース契約は、市との契約は 3 月 31 日で終了しましたよと、その後の使用は希望の杜でやっていますよと、リース料は希望の杜で払っていますよということなのか。

●山本委員長 地域再生課長。

●畑山地域再生課長 きちっと清算をしたので、その物は市に帰属しているということで市のものです、それを診療所として使っているということです。

●山本委員長 正木委員。

●正木委員 リースが終わった物件は市の財産、市有財産ということか。

●山本委員長 課長、これ私からもちよっとお聞きしますが、リース終了ということである程度の残金を払って市の帰属になったと、それはわかるんですけど、それまでをやって、そして無料貸与しているということですよ、現在。そういうことになるよね。だから、そういう清算をする段階でお金を払って、そして市の物件にしておいて、今度なった物件今の希望の杜に無料貸与しているということですよ。そういうことで理解してよろしいですか。わかりますか、言っている意味。だから希望の杜は、夕張市の財産を無料貸与を受けて、それで今営業をやっているということですね。これ、もうちょっと、3 月末でこれ清算したということですか。3 月末をもって清算して、残金というのかな、市の方に帰属するためにお金を払ったということですよ。そういうことです。

はい、正木委員。

●正木委員 ちょっと聞きますけれども、これ 100 万でリースしますよと、3 月 31 日まで 70 万払いましたよと、残り 30 万リースありますよ、あと 3

年契約ありますよと、そういう中で 30 万も前倒しして払ったということですか。そして、リース物件は市に帰属した、市の持ち物になったという、そういう判断でよろしいですか。

●山本委員長 地域再生課長。

●畑山地域再生課長 そういう判断でよろしいかと思います。

●山本委員長 正木委員。

●正木委員 使用料は、希望の杜で使ってそれは市には収入はないということですか。

●山本委員長 はい、地域再生課長。

●畑山地域再生課長 診療所の方で無償貸与を受けて、診療しているということでございます。

●山本委員長 わかりますか、ちょっと複雑だね。これ課長ね、病院を診療所受ける時の話し合いの中身のお話だから、その中ではそういうお話があったということで理解してよろしいですね。それも含めて、機械は市でもって帰属を受けるよと、それを無料貸与するよという話し合いがあったと判断してよろしいですか。そこら辺が明確でないから。

はい、地域再生課長。

●畑山地域再生課長 まず、市立病院そのものの施設・備品・器具等々つきまして、3 月末で総合病院が閉じたと、そのものを使ってですね指定管理者として指定管理をするというスキームになっておりますので、その中で要は市としては、そこまでにまだ残っているものはきちんと清算した上で、市の物品と施設、そういったものをまるごととして診療所に指定管理していただくと、というような形で診療所を経営していく、そういうことでございます。

●山本委員長 正木委員よろしいですか。

はい、その他ございますか

はい、角田委員。

●角田委員 確認の意味もあるのですが、そうすると病院で使用していた、旧市立病院で使用していた薬品等の在庫が当然ありますよね。その扱いについてはどういう処理の仕方をして、今の希望の杜とは関係ない部分でまるまる処理を終えたものなのか、

それとも一定のラインをひいた中で、希望の杜に対し引き継いだものなのか、その辺の内訳をお知らせください。

●山本委員長 はい、地域再生課長。

●畑山地域再生課長 それにつきましては、当時総合病院閉じるにあたって当然在庫というのを抱えております。それにつきましてはですね、いわゆる施設とか設備というものということで、当然市のものであります。その中で、当然 4 月から法人の方で指定管理をやっているということで一部医薬品を使っている部分がある。それにつきましては当然市の方に、もともと市の財産というところがあるので返してもらうということで、その額がどういうものであるのかというのを法人と今後きちんと詰めた上で、薬剤に使った分については市の収入として帰属する方針で法人と協議を今進めているところということでございます。残ったものにつきましては、期限切れというものもあれば廃棄等ということになるかと思えます。

●山本委員長 関連ですね。はい、高橋委員。

●高橋委員 今の答弁でいきますとね、ちょっといろいろわからない部分があるんです。それで今角田委員の方から質問が出たとおり、これ薬品の問題はやっぱりものがものだけに非常に在庫管理も含めて今後の対応という部分にも慎重に取り扱わなければならない問題だと思うんですね。これ、現状において例えば今診療所の方でですね、一部この薬も使用しているものなのかどうなのかも含めて、その辺、誰が管理されているのかどうかなのかもそうなんですけれども、今後も含めて、在庫管理も含めて、誰がどういうふうに管理していくのか。それと、この間これ 9 月ですか、物品売り払い収入か何かで確か 460 万くらいの補正があがった。この取り扱いもこれは薬品の部分での扱いというふうに受けていいのかどうか。ちょっと、その辺の確認もしておきたかったものですから。ちょっと、一部この決算委員会にはなじまない部分もあるのかも知れないけれど、全体をとおしてなのでちょっとお聞きしておき

たいと思いますので、先ほどの件も含めて。

●山本委員長 地域再生課長。

●畑山地域再生課長 薬剤をどうやって管理していくのかということでございますが、これについては今現在診療所を経営運営している希望の杜の方で仮に管理している形になっております。それについて、最終的に在庫がどういうふうな状況であって、どの額をきちっと使ったのかを見た上で、残ったものについては、基本的にフォローする。転売云々ということは薬事法等々の扱いで、単なるどこにでもある文房具とはまた違いますので、「その辺の扱いは北海道なりとも協議しながらその法律の扱いを見ながら廃棄するにしても、もしくは一定の売却はできるかということを見極めをしなければいけない」ということが一つ、それから物品売り払い収入につきましては、今のところですね、ある程度見込んだ形での額が 460 万程度、村上法人が投薬として使った部分があるということで計上しております。最終的な確定については、法人とチェックをした上でですね、最終的な決算に向けてですね、また精査ということになります。今回確実に見込まれる部分ということがありましたので、再建計画で物品売り払い収入ということで、その部分を入れているということでございます。

●山本委員長 はい、高橋委員。

●高橋委員 それでは、例えばこれから今の薬品の関係で、例えば今の診療所の方で使用した場合について申請云々の関係でいくと、要はその辺の押さえというかですね、例えば病院側が使用した、そしてそれを報告する。そしてそれを、先ほどのちょっと管理体制問題にもなっていくんだけれども、これ申請的な部分の取り扱いについて、この辺きちんと整理しておかなければ、やはり、例えばどれだけ使われたものなのか、実際使われていないものなのか、ここをきちんと把握しておかないとですね、やはり全く会計上、全然わからない状況になってくると思うんですね。これ、例えばこれから、薬品の関係で、もし収入となる場合、これは診療所会計に例えば反

映されてくるのか、その辺もちょっとお聞きしておきたかった部分があるので。この辺、どうなんですかね。やっぱり、先ほどのちょっとまた部分に差し掛かってくるんですけど、やっぱりきちんとした徹底した管理体制をしておかなければ、やっぱりどれだけ使われて、実際使った部分の管理というのは誰がするのか。そういう部分をきちんと明確にここでお示ししておいていただかなければということがあるんですよね。

●山本委員長 課長、今の質問は大変大事な問題でね、病院会計これで 18 年で閉まっちゃうんですよね。閉鎖するんです。そうしたら、薬品にしたって残るわけですから、その扱いをどうするのかははっきりしなかったら会計閉められないんでね、そこをはっきり示してください。そうでなかったら、この会計今回これで決算というわけにいかないと思うんですよね。これ、ちょっとどうします。答えられますか。ちょっと討議しますか。

答弁調整しますので、ちょっと待ってください。

午前 11 時 25 分休憩

午前 11 時 28 分再開

●山本委員長 それでは再開します。

地域再生課長。

●畑山地域再生課長 まず、病院の使用の実態等々を含めた管理については、3 月末までに在庫がどの程度あるかというのは、当然こちらが把握しておると、その中で向こうが使った分があつて、今残りこうなっている部分まではきちっと把握ができていますので、その部分を最終的に固めて、その額を、物品売り払い収入の額は今のところ見込んでいますが、最終的に固めた上で精査して診療所会計で歳入としていくと。こうして現状の数字ではそういうことでの押さえをきちっとしていくということにはなりません。それからその他、実際の物品の管理等々のありかたにつきましては、副市長の方からお答えします。

●山本委員長 はい、副市長。

●羽柴副市長 今後のですね、在庫管理というのは、当然薬剤については市の財産になっていますので、ただそれが、実際現実問題としては、村上医師の希望の杜が今のところ責任を持って、いわゆる診療所という運営の中で管理をさせていただいているというのが実態です。市の職員が行って管理しているというわけではありません。ただ、今後ですね、この薬剤等についてどういうふうに処分していくかという、実際にはいわゆる薬事法があつて、今それぞれ使っている分についてはある程度はいいけれど、今後どうする、薬剤どうするんですかとなると、やはり売却というのは法的な部分でできるのかどうかということが、法的な見解も含めてですね、取りまとめは道にも助言をいただいていると。最終的には、これはそういう網がかかっているのであれば、売却ができなければ廃棄ということで、今後は在庫管理をずっとしていくというものではないと思います。あるいは売却か、あるいは廃棄かということで、在庫管理については今後ずっと管理をしていくというものではないと、そういう認識でいます。ですから、今現在は希望の杜の方で実質的には管理させていただいております。ですから、その時点からいわゆる使っている部分については、また新たにですね、いわゆる市に対してお支払いをしていただくというようなことになるとは思いますけども。また、在庫管理については、今言ったように道とのそういう助言を踏まえて、今後廃棄をするのか売却が可能なのかということについて、検討しているという状況です。

●山本委員長 はい、高橋委員。

●高橋委員 これですね、先ほどちょっと山本委員長の方からもお話があつたんですけども、今回でこの病院会計は閉じなきゃいけないという問題ですよね。その中で、ある意味いろいろと一定程度の清算も含めてしていかなければいけない、この決算委員会で閉じるということですから。それで今、課長なり副市長の答弁でいきますと管理体制の部分、今後の対応という部分では非常にわかるんですけれ

ど、道の方の協議とかそういうことも理解はします。ただ、先ほども言ったようにものがものですから、きちんとした対応をしておかなければ、既にもう出回っている薬品だってあると思うんですね。例えば、それは現在使われた部分、例えばこれ使用期限の問題ですとかそういう部分だって絡んでくるでしょうし、この辺の徹底した管理というのを現在を含めてですね、やはりきちんとやられておかないと今閉じるにしたってですね、病院事業会計を、これをうやむやな中でのということにならないんじゃないかなと思うんですよね、この辺のきちんとした見解を出していただかないと。一番大きな問題だと思いますから、そこを今回ちょっと聞いているので、今のご答弁ではなかなかちょっと理解はするものの、これはどこと協議とかそういうことじゃないのではないかなと思うんですよね。きちんと市の財産として市の管理状況、この辺をきちんと明確に出していただかなければ、これ病院会計自体の部分を、これ今決算の部分でやはり処理すれって言ってもこれはあいまいな中ではやっぱり処理できない重要な大きな問題かなと思うんですよね。その辺を再度、ちょっとしつこいようですけどお聞きしておきたいんですよ。

●山本委員長 副市長。

●羽柴副市長 病院事業会計についてはですね、今決算の審査していただいておりますけれども、会計年度は3月ですね、一たん閉まったからこういうことになっているということでご理解いただきたいと思いますが、その後ですね、これについては病院会計がなくなったから全く後の、いわゆる今言っているいろいろな問題をどう引き継いでいくのかということ、まあそれは診療所会計というものでやっていきますから、ですから一たん整理はですね、その3月段階ではします。そして、それ以降のものについては今言ったように売却ができるのか、薬剤のことですけれども、薬剤のことは売却ができるのか、あるいはその村上法人がまだ使っているのかと、まあ期限の問題もありますから、ですからその辺についてはちょっと、ご指摘のとお

りですねそういった問題が残りますけれども、これについてはやっぱり早急にですね、今言ったように売却できるのかあるいは廃棄しなければならないのか、あるいはまだ希望の杜の方でお使いいただける薬剤が相当程度残っているのかということについてはですね、今後やはり早急に希望の杜とも協議をしていきたい。こういうようなただ、ずっと引き延ばしていくということではありませんけれども、そういった薬事法の関係もありますので、薬剤についてはそういうことをご理解をいただきたいと思います。

●山本委員長 関連ですね。はい、角田委員。

●角田委員 今の副市長のご説明の中にですね、3月末の段階では薬品の額も含めて財産として把握していると、決算上はそれで閉めたという説明ですね。それは一つわかるんですよ。その後、引き継いだものも含めて、薬品自体は夕張市が仕入れた、基本的に病院が仕入れたものですから、その管理をですね、村上先生、希望の杜の方の申請によってというその扱いがうまくないと思うんですよね。今使えるもの、お金としてきっちりもらえるもの、それを示していかないと使った側に任せていますというそんなことにはならないと思います。3月に閉めた在庫の棚卸し部分についての金額との問題については、この決算においては、まあ大丈夫なのかなと。その以後の取扱いは使ったなりに報告してくださいということでは決してないということ、今後即対応していただかないと、うやむやな形で廃棄しましたと、実は使っていたんでないかというのは相手方にも失礼なことになりますから、それは十分に配慮しなければならないと思いますので、むしろ後段ですね、残ったものをどう使ったのか、どう使うのかこれから、その辺をしっかりと示していくのがやはり役所の信頼も含めて大事な部分だと思いますので。私個人は3月の段階で棚卸しで閉めた額で年度決算ということであれば、それはそれでその条件で飲めますけれども、また次年度のことも含めれば、このままでは到底認められる条件ではないなという考えを持っていますので、その辺ひとつよろしく願いいたし

ます。

●山本委員長 副市長ね、今角田委員の質問も言っているように 3 月末に閉めるなら閉めるでかまわないのでそれを明確に、うやむやにしないような状況でもって、そういうことも含めて答弁してください。

はい、副市長。

●羽柴副市長 今、角田委員からご指摘がありましたけれども、3 月で一たんですねそういったことで閉めてこういった決算になっているということで、在庫については引き継いだ診療所会計で 9 月に補正をしていただいたということもあります。460 万ほど希望の杜が使用しているということでリストなり、そういったものは当然あるんですけども、そういったことで使われているものについては負担をしていただいて診療所の会計で収入を見込んでいるということですから、一たん病院会計についてはですねそういったことで決算をさせていただきますけれども、今後の在庫いわゆる薬剤の状況についてはですね、行政常任委員会で病院会計を引き継いだ診療所会計ということで、常任委員会の中で逐次報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

●山本委員長 角田委員。

●角田委員 今、リストを示した中で 460 万ということでの希望の杜の方からの申請であるということを含めれば、リストと在庫と照らし合わせるといった基本的な棚卸しの作業はこれからどなたが、どの部所がやっていくのかも示しながら委員会の方にもご報告願いたいと思います。その辺の今のお考えはどなたがその担当として当たっていくのか。

●山本委員長 はい、副市長。

●羽柴副市長 今、どこで誰がということですけども、決算の関係あるいは診療所事業会計の関係ということになりますと地域再生課と窓口的には福祉ということで、前にお聞きいただいているとおりですね福祉課が診療所会計を引き継いだ程度のことをやっていくと、いわゆる財政面の決算あるい

は予算については地域再生課ということで、これは連携してやっていかなければなりませんので、市としてですね、いわゆる薬品の在庫管理については、その状況については棚卸しということをきちっとしていきながら委員会の方にも報告をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

●山本委員長 はい、高橋委員。

●高橋委員 今のご答弁でいきますとね、現状においてはそういった管理体制はどこがやっています。

●山本委員長 高橋委員、ちょっとお待ちください。

答弁調整のため、ちょっとお待ちください。

午前 11 時 40 分休憩

午前 11 時 55 分再開

●山本委員長 それでは休憩前に引き続きまして、会議を開きたいと思います。

先ほどの答弁を副市長お願いします。

副市長。

●羽柴副市長 今、薬剤の管理について市として明確なあるいは市としての責任ある在庫管理が少し懸念されるというご指摘がございました。現実問題としてですね今、市では薬剤管理についても、棚卸し管理についてもそういった資格を有する職員を法的な部分、現実的には管理できませんので、現状として、実質的には希望の杜について実質管理されているという状況でありますけれども、これについてはやはり事務的な部分も含めて早急に希望の杜に対して、形としては協定の中でするのか、あるいはこういう在庫管理の委託契約ということにするのかは別にいたしましても、そういったことで早急にその在庫管理についてきちっとした対応を取り交わしていきたいとこのように考えております。そしてまた、棚卸しとかそういったものについても市としても、そういった在庫のリストが出てきた段階には当然立会もしながらですね、今後の常任委員会の中で確認をした段階でですね、その都度状況をご報告させて

いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

●山本委員長 はい、高橋委員。

●高橋委員 わかりました。それで今、副市長の方から今そういった管理体制部分の今後ということで徹底化を図るということですから、これやはり私も角田委員の先ほど来から質問した部分では、今回この会計上の部分は、今日はあくまでも決算委員会ですから 18 年度の部分においては、これについては一定程度認めていかなければいけない部分は当然わかりつつも、やはり病院会計をとりあえず閉めるということで、やっぱり今後の部分においてですね心配な部分、取り分けこの問題というのは大きな要素を占めるのではなかろうかということで質問してきたわけですから、今、答弁ありましたとおり、今後やはりこれ常任委員会なりですねあるいは診療所会計に引き継がれていく問題が多々出てくると思われるので、この中でまた我々としても整理していきながらですね、また理事者の方としても随時、やはり大事な問題だと思いますので、その辺の管理体制の部分も含めて方向性を示していただきたいと思いますので、これは要望として添えておきますので、お願いいたします。

●山本委員長 要望でよろしいですね。

それでは 12 時になりますので。この後の質疑については、午後 1 時からにしたいと思います。

休憩いたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分再開

●山本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

はい、伝里委員。

●伝里委員 先ほどの医薬品の話とも通じると思うんですけども、未収金のことをちょっとお聞きしたいんです。18 年度の貸借対照表のところの未収金 2 の流動資産 (2) 未収金とありますが、これが 4

億 3,300 万余りあります。その前の 7 ページの事業損益計算書のところに過年度未収金という項目があって、これが 1,351 万何がしありますが、この内容をちょっとお聞かせください。

●山本委員長 税財課長。

●熊谷税財課長 未収金の内容につきましては、報告書の方の 13 ページに内訳が記載してございます。それが、当年度の分です。内容といたしましては、監査報告書の方の後から 2 枚目ですね、13 ページの 1 番下の段の未収金の方にこちらの未収金の内訳が記載してございます。こちら診療報酬等の未収金については入院診療収入として約 1,200 万円、外来診療収入として 9,900 万円相当となっております。その取り扱いについては病院事業会計から診療所事業会計に引継ぎを行っているところであります。この中の過年度未収金について 415 万 4,000 円ということになっておりますけれども、こちらの内訳は年度別に病院事業会計から今後も患者の個人の医療費の未払い金として税財課の方に引き継いで、今後も収納を続けていくということになっております。こちらの中身については、4 月から 6 月については職員がおりましたので、職員が収納しておりまして、こちらはもう既に診療所会計の歳入となっている部分がございます。なお、7 月以降の収納につきましては、病院から税財課に引き継がれておりますので、引き続き分割納入誓約書の徴収を行い、診療所会計へ歳入としてまいります。過年度未収金の 1,300 万円についてですけど、こちらについては 18 年度末で不納欠損処理を行っている部分が多くございます。伝里議員の 1,300 万でしたね、ご質問。不納欠損処分を行っている部分が多くございまして、こちらについてご説明申し上げます。不納欠損処分については、今回新たな裁判所の判断がございまして、公立病院の診療に関する債権の消滅時効は民法 170 条第 1 項により 3 年と解すべきであるという最高裁判決が平成 17 年 11 月 21 日に下されました。これを受けて総務省から平成 18 年 1 月 17 日付けで、公立病院の診療に関する債権の消滅時効が民法 170 条第 1 項

により 3 年と解する旨の事務連絡がなされたと聞いております。これによりまして、長いこと処分を保留しておりましたものがあつたんですけれども、債権者が死亡、失踪、行方不明、その他これに準じる事情にあり徴収の見込みがない 3 年を超える債権として約 1,300 万円の不納欠損処分を行ったものであると聞いております。処分後の過年度の未収金は、そちらのページに記載されておりますとおり約 400 万円程度ということで引き継がれております。

以上です。

●山本委員長 いいですか。

はい、伝里委員。

●伝里委員 かなりの 1,300 万もの取れなくなつてしまったお金があると、まだまだ未収金があるみたいですが、どのような方法で集金していくのか、これからまだまだ特別損失になっていく可能性があるお金なのかこれは。その辺の取り組みもちょっとお聞かせください。

●山本委員長 はい、税財課長。

●熊谷税財課長 確かに未収金の額は多いんですが、18 年度も病院の職員は努力しておりますして過年度分に対しましては 80 万円程度を職員のいない中、苦しい中、払う方にとっても大変な状況の中、80 万円程度収納しておりますし、4 月から 6 月までの間に関しても、15 万円程度の職員の努力がありまして、歳入として診療所会計の方に収入しております。順次、このように取り組んできたんですけれども、とりあえず病院会計を閉めたことによりまして、病院の職員との接触はなくなったわけなんですけれども、これからは国民健康保険料ですとか税を担当しております私ども税財課の職員が引き継ぐわけですので、健康保険料を集めながら、なおかつこの病院の未収金についても粘り強く交渉しながら、生活実態、財産状況をこちらのほうで勘案しながら間違いなく収入になるような形で進めていきたいとは思っております。

●山本委員長 はい、伝里委員。

●伝里委員 職員の数も少なくなった中、大変だ

とは思いますが、何ていうんですか、不公平感のないように一生懸命集金してください。お願いします。

●山本委員長 要望でいいですね。

あとございませんか。

はい、高橋委員。

●高橋委員 先ほど、午前中に正木委員の方から病院の現在のリースのですね機器の関係の質問があつたかと思うんですけれども、それにちょっと関連する部分にもなってくるんですけれども、市の財産として今、不用となっているこの医療機器の取り扱いというんですかね、この辺は現状どうなっているのか、まずそこちょっとお示しいただきたいと思います。

●山本委員長 はい、地域再生課長。

●畑山地域再生課長 診療科が廃止したことなどにより、不用となっている医療機器というものがございます。これにつきましては、例えば人工透析機装置ですとか耳鼻科の顕微鏡、治療椅子、それから産婦人科の保育器等、診療科の廃止により不用になっているものがありまして、これについてどういった形で整理処分していくかということで、いろいろと検討は重ねてきておるんですけれども、この医療機器につきましても棄事法について、転売については業とみなされる可能性があると、その場合ですと販売業の許可なりが必要となってくるということで、これについて安易に左から右に医療機器を売却することは困難であるということです。道庁の方から助言もいただきながら適切に対応していこうと思っておりますけれども、最終的に業とみなされない形で処分ができるのかどうか、といったことも含めてそれができなければ廃棄ということもありますし、そういったことも含めて、いろいろと転用したいという声も他の機関からあると思うんですけれども、医療機器も普通の物品とまた違うところ、こういった一定の法律の制約もあるところがありますので、これについても時間を要するところであるんですけれども、結論を得てご報告していきたいと思っております。

でございます。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 薬事法の関係で、今そういった取り扱いということなんですけれど、決算委員会の場面ですから、先ほどの薬品との関係みたくなくて、まあ今後のという部分にも若干ちょっと触れるんですけども、これ 18 年度段階の中でですね、今の希望の杜、村上法人与引継ぎをされた中で、いわゆる市の財産としてあった今まであった医療機器の関係、この例えばその双方の中でですね取り扱いというか、お互いの中で交わした経過というか、その時の部分、ちょっともしお示しできる中身があれば、これ一応 18 年度中の判断ということでちょっとお聞かせいただきたいと思います。

●山本委員長 高橋委員、今現在使っている機器のことですか。

高橋委員。

●高橋委員 引継ぎ段階の中で、そういうある程度市の方とまた村上法人の方で、これらの取り扱いは今後どうするかという協議の場面というのは多分あったと思うんですけど、その辺の中身でですね、病院側は今やはり必要なものなの、それとも逆に今の薬事法等々の絡みの中で、逆にそういうふうに例えば売れないとかそういう制限があって、今現状に至っているものなのか、その辺の中身ちょっとお示しいただきたい。

●山本委員長 はい、地域再生課長。

●畑山地域再生課長 実際には、指定管理者の協定を結ぶ時に指定管理者として診療科目を引き受けてやっていくに当たっての医療機器一式についてもですね、含めて管理して実際の診療をやっていくという扱いで引継ぎをしていると、逆にいうとそれ以外のものについては、不要なものであるということで、それについてのリストを整理はしています。ただ、それについての価格等ですとか、どう見積もるか、どういう価値があるのかということも含めて見ていく中で、先ほどの薬事法等々の法律の問題等もあるということで、どういう状況にあるのかという

ことも最終的に整理してどういうふうに処分していくかと、北海道庁の見解も聞きながらというような状況であります。

●山本委員長 課長、今高橋委員の説明の中で、不要なもの、使わないものというリストなんかは示されているの。ということは、議会として全然わからないですよ。どういうものが使わないで残っているのか。そういうリストはあるのかな。

はい、地域再生課長。

●畑山地域再生課長 リストという形で、固定資産どういうものがあるということは把握していますが、実際にどういった価格で、どういった台帳的に財産として整備されているかどうかというところに行く、今のところリストでの把握という段階ですので、最終的にそれを突き合わせをして、物品として不要なものはどれで、どういった機器で、どういった残存状況にあるのかという整備にはまだ至っていないということです。リストとしてはあるということです。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 今、委員長の方からも話があったんですけど、本来これ、再三言うようですけど今日で病院会計を閉じなければいけないという状況を考えると、先ほどの薬品関係にもつながるんですけども、例えばやっぱり今のある市の財産としての医療機器としてのリスト関係も含めて、先ほどの薬品関係のリストも含めて、本来やっぱり今現状閉じるに当たってこのものが市の財産として残されている、そしてこれをいかに今後どう活用するか、もしくは処分していかなければいけないのかという、ある程度書類というかリストというかそういったものを示された中でですね、やり取りできたら、今日の委員会の中でもある程度、もうちょっと十分な論議ができたのかなというふうに思うんですけども。これあれですか、今後の診療所会計に引き継がれる等々の中で、当然示される中身ではありますよね。リスト関係の整理がある程度できたということになりますと。

●山本委員長 はい、地域再生課長。

●畑山地域再生課長 できた段階で、先ほどの医薬品とも関連ありますけれど、リストとしてどういうものであるかということでお示ししながら、処分・整理について一定程度整理しながら報告していく形になると考えています。

●山本委員長 課長これ、先ほどのお話の中ではリストはあるよということだから、それであれば次の委員会でも在庫品がどういふものがあるのかとか、というものの資料くらいは提出してもらわなければ、ちょっと議会としても把握できませんのでね、これ提出求めます。

あとございませんか。

はい、高橋委員。

●高橋委員 最後にこれ本当に大綱的な質疑で、市長になるのか副市長になるのかということでちょっとお聞きしておきたいんですけども。取りあえず病院会計を閉めると。これは、現在の財政再建状況を考えればやむにやまれずというような状況で閉じられにいられないということかと思えます。その中で、今後当然 18 年度の病院事業会計の報告書のまとめの中でも、財政再建下での地域医療の確保を目指すことにしていきたいで最後綴っておりますけれども、やはり市民が安心できる地域医療の確立という部分でいきますと、やはりいろいろと公設民営の問題、あるいは地域医療、そして救急的な医療の体制問題でも、やっぱり毎回委員会等でも問題にされておるんですけども、これ相対的にですね、今後の今まで市立病院が担ってきた役割というのは相当大きいものがあつたと思うんですね、その中、今公設民営化に委ねている。市民が安心できる市民への地域医療をどう進めるかというような大綱的なことで、これ市長の方になるのか、あれなんですけれど、その辺ちょっとお示しいただきたいと思うんですけどね、ご見解を。

●山本委員長 はい、市長。

●藤倉市長 まず本日、18 年度の病院事業会計閉じるに当たりまして、いろいろご審議いただきあり

がとうございました。

私は、ご承知のとおり夕張は本当に高齢者率の高い夕張市にとって、この医療の充実ということは、最も重要な課題でありますので、その対応につきましては全力をあげて取り組む所存であります。また、その前提としまして市立総合病院の閉院に伴い公設民営化の有床の診療所として新医療法人団体の夕張希望の杜が運営を行い、地域医療の中核を担ってもらっているところでございます。それゆえ、ただいま議員のお話がありましたように、市民が安全そして安心して生活を送れるように、法人としての運営方針を尊重しながらも市立診療所としての機能をしていくことが必要不可欠であると感じております。そのためには市立診療所のみならず、他の医療機関とも連携を密にしてご協力をいただきながら地域医療体制の充実を図ることが重要であると思っております。特に初期救急医療につきましては、常に安定した受入れ状態の確保が不可欠であり、市立診療所と合わせて管内の医療機関や医師会に要請をしているところでございます。救急を含めた地域医療につきましても、これはもはや一自治体の問題ではなく、対応しきれませんので、より大きな枠組みの中で整備体制が重要な課題であると認識しております。従いまして、各関係機関に対しましても強くこの点を今後要請してまいる所存でございます。

以上でございます。

●山本委員長 いいですか。はい、高橋委員。

●高橋委員 わかりました。いろいろ今後の課題は多く、特にこの医療問題については慎重にですね、我々議会としても今後の委員会なり、診療所会計の部分にある程度引き継がれていく関係もあるでしょうから、いろいろ今の市長から答弁あつた緊急体制のあり方なんかもやはりきちんと確立がまだできていない部分もありますんでね。病院会計は一たん閉めますけれども、大きな課題まだまだ積み残されていると思いますので、これは議会としても要望として添えておきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

●山本委員長 あとよろしいですか。

市長、これ一つ私からも具体的な実例をあげまして、今後の医療という問題で、夕張市の医療という関係でもって私からもぜひお願いしておきたいのは、今後の行政常任委員会等でもこれ十分に検討しなければならないと思うんです。救急の実態を調べてみるとね、例えば今の希望の杜であればカルテのあるかかりつけの患者さんなら受け付けるけれども、一般救急は受け付けないという実態があるんですね。それと、お話を聞きますと栗山の日赤も長沼の病院も含めて夕張の救急が受け入れられていないという実態も実際問題あるという。これ、聞いて私もびっくりしたんですけれども、ということであれば夕張市民が安心して救急にかかれないう状態であれば、夕張市の医療対策にしては大きな問題ではないかと思うんですね。決算委員会とは別に、今後の夕張市の医療という問題を考えたときに大きな問題だと思しますので、これぜひ前向きにご検討いただいて行政常任委員会の中で十二分に話し合いながらこれを解決に向けてお互いに話していかなければならないと思っておりますので、そこら辺のご見解あればぜひお聞かせいただきたいと思います。

はい、市長。

●藤倉市長 今、お話ありましたけれども、私も夕張を中心とした近郊ですね、札幌、岩見沢、今言った長沼も由仁も一通り病院を回りまして夕張の現状を訴えご依頼をしてきました。これはご挨拶かもしれませぬけれども、私の感じ取った中では夕張の近郊の各医療機関は夕張の救急の受入れに対しては非常に好意的であるとこのように判断しておりますけれども、なおかつ定時の訪問を繰り返したいと思っております。議員言われたように、これ大きな問題ですから、医療問題は。これはことあるごとに、例えばこのテーマだけにしてもですね、いろいろなご討議をあるいはまた意見交換をさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

●山本委員長 それでは、大綱的な質問について

はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

●山本委員長 それでは次に、決算書の審査を一括して行いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

●山本委員長 以上で、認定第 2 号平成 18 年度夕張市病院事業会計決算の認定についての審査を終わります。

●山本委員長 次に、証書類の審査に入ります。証書類の審査は、冒頭申し上げたとおり 20 分程度でありますので、ご協力をお願いいたします。

今から 45 分までですか。証書の審査を行います。どうぞ。

〔証書の審査〕

証書類の審査が終了したようでありますので、これについての質問、意見等ございますか。

ありませんか。声が小さいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●山本委員長 それではないようですので以上で、すべての審査が終わりましたので、直ちに打ちまとめに入ります。

本会議に報告する委員長の口頭並びに文書報告につきましては、正・副委員長にご一任願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、正・副委員長にご一任願います。

なお、委員長の口頭並びに文書報告につきましては、この会議の全文が会議録に登載されますので、結果のみの報告といたすことにしておりますので、あらかじめお含みおきを願いたいと思います。

●山本委員長 次に、採決を行います。

認定第 1 号同じく第 2 号の 2 案件については、こ

れを認定すべきものと決定して、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本 2 案件については、全会一致をもって、これを認定すべきものと決定してまいります。

●山本委員長　以上ですべて終了いたしましたので、これをもって本委員会を閉じます。

ご苦労さまでした。

午後　1 時 4 3 分　閉会

夕張市議会委員会条例第 24 条第 1 項の規定により、ここに署名または押印する。

夕張市議会 決算審査特別委員会

委 員 長 _____